

議案第 8 4 号 令和 6 年度守口市一般会計補正予算（第 6 号）

御報告申し上げます。

本委員会が付託を受けました所管費目の補正内容は、文禄堤・旧徳永家住宅保全・活用事業について、アリ害に伴う補修工事等の追加に係る費用、粗大ごみ等収集業務委託に係る債務負担行為の設定、守口市立図書館及び大日公園の指定管理に係る債務負担行為の設定が主なものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、粗大ごみ等収集業務委託については、令和 7 年 4 月から危険ごみなどの収集を新設する一方で、缶、瓶、ペットボトルの収集頻度を週 1 回から月 2 回に変更する予定とのことである。

開始まで 3 カ月あまりであり、収集日程を変更し、市民生活への影響も大きいと考えられることから、いささか拙速な提案であるように思われるが、缶、瓶の排出量の減少を踏まえ、危険ごみなどの収集ニーズに対応し、さらには収集体制の見直しにより一定の財政効果が見込まれるとのことであり、その目的と効果は一定理解できるものである。

よって、広報誌等での周知はもとより、例えば、各地域への説明の場を設けるなど、積極的な周知と丁寧な説明を行い、市民の理解と協力を得られるよう努められたいこと。

また、今後とも、ごみの排出量の変化や市民ニーズなどを鑑み、適宜

収集体制の見直しを検討するとともに、ごみの減量・分別意識の啓発の観点からも、改めて自治会等による再生資源集団回収制度の利用についても周知されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。